

市民の声（9月分）

<p>意見 9</p>	<p>R2. 9. 2 乳がん検診について 何故、定員制にしているのでしょうか。受りたい人は全員受けられる様にできないのですか？ 私は、長い間東京に住んでいましたが、定員制とかなく全員受けられました。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 9. 23 健康推進課 この度は、乳がん検診の件でご不快な思いをされましたことを、お詫び申し上げます。 本市では、乳がん検診を受診できる医療機関が少ないため、移動検診車による集団検診を実施しております。また、精度の高い検診を実施するため、1回あたりの検査可能人数が検診実施事業者よりあらかじめ示されることから、定員を設定し、事前予約制（先着順）としております。 例年、受診希望者の十分な受け入れができておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、検診車内の消毒をはじめとした感染防止対策を徹底するため、マンモグラフィー検査では1回あたりの受診者を当初予定していた130人から90人にするなど、定員の7割程度に縮小する必要が生じました。 そのため、検診実施事業者と検診車や健診日程を増やすことについて交渉いたしましたが、既に最大限の台数を確保しているとのことで、今年度につきましてはこれ以上の対応が取れない状況でございました。 検診の実施にあたっては、受診される方の安全・安心を確保して実施することが大前提であることから、全ての方のご希望にお応えすることができない状況が生じておりますが、今後は、検診を希望する方全員が検診を受けられるよう、関係機関と連携し、調整に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p>意見 10</p>	<p>R2. 9. 7 室内子ども施設について 袖ヶ浦市に住み始めて4年経ちます。子どもが2人(4歳、0歳)おり、落ち着いた生活が出来ているのは、袖ヶ浦市の子育て環境が良いためと考えております。ありがとうございます。 その一方で、商業施設や子育て支援施設、具体的には室内こども遊び場の数が少ないことが不満でございます。現在は新型コロナの影響もあり、外出が望ましくありませんが小さい子どもがいる家庭はそうもいきません。保育園のない土日はどこかに出かけなければ家庭内で1日過ごすことが容易ではありません。こども館(大空保育園横)を利用させて頂いていますので、その点は助かるのですが、日曜日がお休みなのと、規模が小さい点が残念です。 今後も袖ヶ浦市の方針として子育て環境を充実させて頂きたく、市の室内子ども施設の設置もしくはそういった企業誘致をご検討頂きたく投書させて頂きます。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 9. 24 子育て支援課、保育課 日頃より、袖ヶ浦市保育行政にご理解いただきありがとうございます。 さて、今回お問合せいただいた件につきまして次のとおり回答いたします。</p>

	<p>そでがうらこども館につきましては、子育て親子の交流や、保育士が子育てに関する相談にのる「子育ての交流の場」として開設した施設でございます。子どもを育てる保護者の方が一人で育児を抱え込むことのないよう、相談や仲間づくりの場として、現在も多くの方にご利用いただき、その役割を果たしているものと考えております。</p> <p>＊ ＊様のご意見にありました本市の室内の子ども施設といたしましては、袖ヶ浦市立代宿児童館がございます。屋外プールのほか、屋内施設として遊戯室を備えており、祝日や年末年始を除く火曜日から日曜日の午前8時30分から午後5時まで、無料でご利用いただくことができます。</p> <p>また、昨年度オープンした袖ヶ浦駅前の商業施設内には、民設民営のスポーツアスレチック複合施設が入居し、同施設内にはキッズパークが設置されているほか、近隣市にも民間の類似施設が設置されるなど、民間事業者により、室内で子どもが遊べる施設が複数展開されております。</p> <p>これらのことから、市による室内で子どもが遊べる施設の新たな設置や企業の誘致等については検討しておりませんのでご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。</p>
<p>意見 11</p>	<p>R2. 9. 28 情報の取扱いについて 袖ヶ浦市職員の情報を一市民である私が取得しました。 9月7日、市長以下農業委員会事務局長までのスケジュール（8/31～9/6）が判明できる印刷物が破棄されていた。適切な事後処理とは理解されないこと、認識軽薄行動を疑問視と思料できないか。今後の発生防止に努めること。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 10. 14 管財契約課 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 この度、＊ ＊様よりいただきましたご意見について回答いたします。 過日、＊ ＊様が市で設置しているごみ箱より拾得された印刷物につきましては、本市の総合窓口において市長以下課長相当職のスケジュールの問い合わせに対応できるよう、担当課で作成したものとなります。 総合窓口では、利用した印刷物は廃棄せずに保管しておりましたが、今回は、書類整理の際にその一部を他の不用物とともにごみ箱に廃棄してしまったものです。 本印刷物の内容につきましては、職氏名及び業務スケジュールのみが記載されているものであることから、個人情報の保護が必要な情報には該当いたしません。今後は情報の取扱いをより一層注意するため、総合窓口で利用した印刷物は担当課が回収のうえ、シュレッダー等での廃棄処分を徹底してまいります。 なお、＊ ＊様が拾得された印刷物につきましては、ごみ箱に廃棄されたものであっても、市の所有物となりますので、速やかに市へご返却くださいますようお願いいたします。</p>
<p>意見 12</p>	<p>R2. 9. 18 イベント騒音について 9月12日18時過ぎに自宅におりましたところ、突然大きな爆発音のようなものが数発</p>

	<p>ほど聞こえました。翌13日22時ちょうどに、今度は前日より大きく家が振動で揺れるほどの爆発音が連続で起こり、慌てて外に出ると家のすぐ裏手で打ち上げ花火が何発も打ち上げられていました。突然起こった出来事への衝撃と、花火の音に驚き起きてしまい怖がってしまった子供と愛犬を再び寝かしつけたことで、その晩は夫婦共々心身ともにとっても疲弊してしまいました。</p> <p>翌日になり、何が起きたのかを調べたところ、エイベックス所属のアーティストがabemaTVの企画で、シミズオクト敷地内の倉庫内でライブを行い、その締めくくりに数十発の打ち上げ花火を打ち上げたというものでした。12日のものについては恐らくリハーサルで上げたものかと推測できました。</p> <p>シミズオクトの担当者に事の経緯を確認したところ、主催者のabemaTVが市民活動支援課に事前周知の相談をし、近隣に周知の為にチラシを配布したとのことでした。しかし、私はそんなチラシの存在は知りませんでしたし、12日の時の向かいの方の話しぶりから考えて、隣近所にもチラシが配布されていないということは容易に想像がつかしました。</p> <p>何故このようなことが起こったのかを市民活動支援課の方に電話で確認しましたら、「業者からは近隣の自治会長を紹介してくれと相談を受けただけ」との回答を受けました。確かに、業者からの依頼は自治会長を紹介してくれという相談だったかもしれませんが、どこでいつ何をするのかということはその話になる前に業者からは聞いていないはずで、一番近いエリアになる袖ヶ浦駅前地区に自治会が無いことも把握しているはずです。</p> <p>また、毎年氣志團万博の事前周知を行っていて、そういったことへの経験もノウハウもあるはずなのに、どうしてこのようなことが発生したのでしょうか？</p> <p>そもそも今回の花火自体も、住宅地の目と鼻の先の場所で、22時というとても非常識な時間に打ち上げることにゴーサインを出したことが、まず非常識でありえないことだと思います。住民の事を考えず業者優先で事を考えていたのであれば、非常に不愉快極まりないです。</p> <p>今回のようなイベント開催の事前通知を、自治会が存在しない地区へはどこの誰が責任をもって行うのか？</p> <p>夜遅い時間に住宅地の横で花火を打ち上げることに對して、打ち上げ自体にNGを出したり、もっと早い常識的な時間内に上げてもらうよう要請を出したりすることはできなかったのか？</p> <p>上記の2点について、市としてのきちんとした回答をお願いいたします。</p> <p>また、業者と連絡が取れないため、できることであれば主催者の担当者に市から連絡を取って、このような声が挙がったことなど事情説明を行っていただきたいと思っております。</p>
<p>回答</p>	<p>R2. 10. 6 秘書広報課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご質問について回答いたします。</p> <p>まず初めに、イベント開催の周知についてお答えいたします。</p> <p>イベント開催の周知につきましては、イベント主催者がそのイベント内容から影響範囲、周知方法等を検討し、実施することになります。</p> <p>今回のイベント主催者に状況を確認しましたところ、自治会の有無に関わらず、花</p>

火を打ち上げた場所から半径 1 km の範囲にある住宅全てにチラシのポスティングを実施し、また、市へ照会した際に確認した各自治会長へは直接説明をしたとのことでした。

しかしながら、**様をはじめ、一部の住宅でポスティングが漏れてしまっており、その周知不足により不安や不快な思いをされた方がいらっしやったことをイベント主催者へ伝えました。

次に、市からイベント主催者に対しての要請等についてお答えいたします。

打ち上げ花火を実施するためには必要な手続等がございます。花火の打ち上げ場所となる土地所有者への交渉のほか、消防への届出や、花火の規模に応じて県の許可が必要となります。消防への届出は、火災予防の観点から、打ち上げ花火の実施を把握することや、打ち上げ方法など安全対策を確認することを目的としており、打ち上げ時間などイベント内容の可否を判断するものではありません。また、花火の数量や火薬量により必要となる県の許可につきましても、花火の打ち上げ場所から観客や建物等まで安全な距離等が確保されているかを審査するものであり、打ち上げ時間は規模の大小に関わらず許可の対象外となっております。

このように、打ち上げ花火を行うための必要な諸手続はされておりますが、花火の打ち上げ時間については、法令等での規制の対象となっていないことから、市から要請等を行うことは難しく、イベント主催者のモラルに委ねられる部分が大きいものとなっております。

しかしながら、**様からご意見のあったとおり、22時は一般的に考えて遅い時間であり、周知不足による近隣住民の方々への影響は大きかったものと考えております。今後、市に同様のイベント等開催の情報が入った際には、イベント主催者へ周知の徹底を申し入れるなど、適切に対応してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。